

## 日米通商交渉が大枠合意

～関税への企業の対応や業績影響を注視する必要～

## ポイント① 日米通商交渉が大枠合意

日本時間23日朝、トランプ米大統領が日本との通商交渉で合意を締結したと発表しました。同氏のコメントや各種報道などによると、相互関税率は15%、自動車・同部品への分野別関税率も15%となるほか、日本から米国へ5,500億米ドルの投資、日本が自動車やコメなどの貿易で市場を開放すること、などで合意に至った模様です（右上図）。

## ポイント② 自動車関税率の低下が実現

関税について、相互関税率、自動車・同部品への分野別関税率はともに25%に設定されていたため、交渉で関税率の低下が実現した格好です。特に、自動車・同部品は足元では日本の対米輸出額の3割超を占める主力品であり（右下図）、自動車・同部品への分野別関税の行方が注目されていました。直近まで引き下げ交渉が難航と報じられていたこともあり、日本株市場にとってポジティブサプライズとなりました。合意を受け、23日の日本株市場は自動車関連株中心に大幅上昇で反応しました。

## ポイント③ 企業業績影響を注視する必要

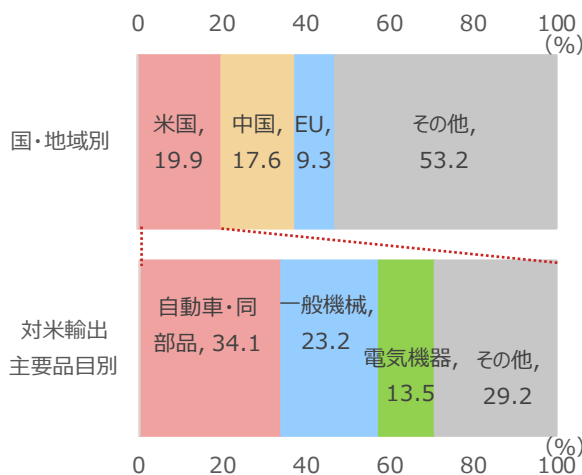
もっとも、一連のトランプ関税前の関税率（自動車であれば2.5%）と比べると、関税率は大きく引き上がることになります。この追加的な関税コストは、日本企業、米国企業・家計で負担する必要があることには留意が必要です。その点、日本企業に焦点を当てると、今回合意が締結されたことにより、今後の戦略を立てやすい環境になったと思われます。日本の主力産業である自動車を中心に、関税に対して企業がどのような対応を行ない、企業業績にどのようなインパクトが出てくるのか、今後の動向を注視していく必要があるでしょう。

## 日米通商合意の主なポイント

| 分野    | 概要                                      |
|-------|-----------------------------------------|
| 関税    | 相互関税率を15%に                              |
|       | 自動車・同部品への分野別関税率を既存の税率を含めて15%に           |
|       | 鉄鋼・アルミニウム関税（50%の追加関税）は合意に含まれず           |
| 投資    | 日本が米国へ5,500億米ドルの投資を実施                   |
| 非関税障壁 | 日本が自動車やコメなどの貿易で市場を開放（日本側の関税引き下げはない）     |
|       | 米国からのコメ輸入は、既存のミニマムアクセスを維持しながら米国の輸入割合を拡大 |

・日本時間23日12時時点までの両国首脳のコメントと各種報道に基づきます。  
（出所）各種報道より野村アセットマネジメント作成

## 日本の輸出額シェア（2024年実績）



・財務省「貿易統計」より。EUは欧州連合。  
（出所）財務省関税局（<https://www.customs.go.jp/>）より野村アセットマネジメント作成

## 注目される経済指標など

7月30-31日 日銀金融政策決定会合

8月20日 日本貿易統計（7月）

# 野村アセットマネジメントからのお知らせ

## ■ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

## ■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

## ■投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025年7月現在

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご購入時手数料<br>《上限3.85%（税込み）》       | 投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。<br>投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。                                                                                            |
| 運用管理費用（信託報酬）<br>《上限2.222%（税込み）》 | 投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。<br>* 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。<br>* ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。 |
| 信託財産留保額<br>《上限0.5%》             | 投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。                                                                                                                                                          |
| その他の費用                          | 上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。                                                                                          |

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください、ご自身でご判断下さい。